

令和6年（ワ）第37号 美浜原発3号機運転差止仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件

抗告人 林広和 ほか8名

相手方 関西電力株式会社

抗告審準備書面（1）

（福島第一原発事故による甚大な被害）

2024年7月29日

名古屋高等裁判所金沢支部 御中

抗告人ら代理人弁護士 河合 弘 之

同弁護士 井戸 謙 一

同弁護士 笠原 一 浩

ほか

本書面では、福島第一原発事故による甚大な被害について述べる。原発事故の被害の甚大さに鑑みれば、原発の安全性は極めて高度なものではない。

目次

第1章 福島第一原発事故	4
第1 はじめに	4
第2 環境汚染	4

1	事故概要	4
2	大気汚染	7
3	土壌汚染	10
4	海洋汚染	12
5	川・湖汚染	14
6	最悪のシナリオ	15
7	国による避難基準	17
第3	生命侵害（救助又は避難過程で失われた命）	18
1	請戸の浜の悲劇—被曝を避けるために中止された救助活動	18
2	双葉病院事件—患者らに強られる過酷な避難	21
(1)	双葉病院の概要	21
(2)	第1陣避難	21
(3)	第2陣避難（約10時間，原発の爆発，多数の死者）	21
(4)	第3陣避難（自衛隊撤退）	25
(5)	第4陣避難（救出漏れ）	25
(6)	第5陣避難	25
(7)	遺族の意見陳述	26
(8)	小括	27
第4	精神的損害（避難を強られることによる苦難）	29
1	山木屋事件—避難によって自死に追い込まれた命	29
(1)	福島第一原発事故以前の渡辺さんの生活	30
(2)	福島第一原発事故以後の渡辺さんの生活	30
2	避難者の受けるストレス	33
3	小括	34
第5	身体的損害（被曝による健康被害）	34
1	急性障害と晩発障害	34

2	放射性プルーム	35
3	低線量被曝	36
4	小児甲状腺がん	36
第6	生活環境の侵害（地域コミュニティの喪失）	37
1	大規模避難	37
2	地域そのものの喪失	37
3	社会的・経済的コミュニティの崩壊	38
4	帰還の困難さ	38
5	地域コミュニティの喪失の意味すること	39
第7	震災関連損害（震災関連死）	40
1	定義	40
2	震災関連死の原因が福島第1原発事故にあること	40
(1)	都道府県別の震災関連死者数	40
(2)	福島県における震災関連死の死者数増加の原因	44
(3)	報告書	45
3	小括	45
第8	生業の損害（産業への打撃）	46
1	農業・畜産業への打撃	46
2	水産業への打撃	47
3	観光業への打撃	48
4	林業への打撃	49
5	製造業への打撃	50
第9	結論	50

第1章 福島第一原発事故

第1 はじめに

福島第一原発事故は、長い年月をかけて積み上げられてきた人々の日々の生活そのものを丸ごと破壊した。その被害は元通りに回復することなく、被害者は将来の展望を描けない状況に追い込まれている。

ひとたび原発事故が発生すれば、生活そのものの不可逆的な侵害が起こり、生命・身体の安全だけでなく、従前の生活が根こそぎ破壊される。個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は人格権として法的に保護されるものである（平成7年7月7日最高裁第2小法廷国道43号線・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件判決）。原発事故によるこれらの利益の侵害は、まさに人格権侵害である。

以下では、福島第一原発事故によって生じた環境汚染、生命侵害、精神的損害、身体的損害、生活環境の侵害、震災関連損害及び生業の侵害について述べる。

第2 環境汚染

1 事故概要

福島第一原発事故は、メルトダウン（炉心溶融）を次々と引き起こし、1号機、3号機、4号機が次から次へと水素爆発し、4号機の使用済燃料プール崩壊寸前の危機を引き起こした（甲8・25頁）。



(1号機水素爆発)



(3号機水素爆発)



(甲 2 1 1 ・ 2 1 3 頁。 3 号機建屋の損壊状況)



(甲 2 1 1 ・ 2 1 2 頁。 4 号機建屋の損壊状況)

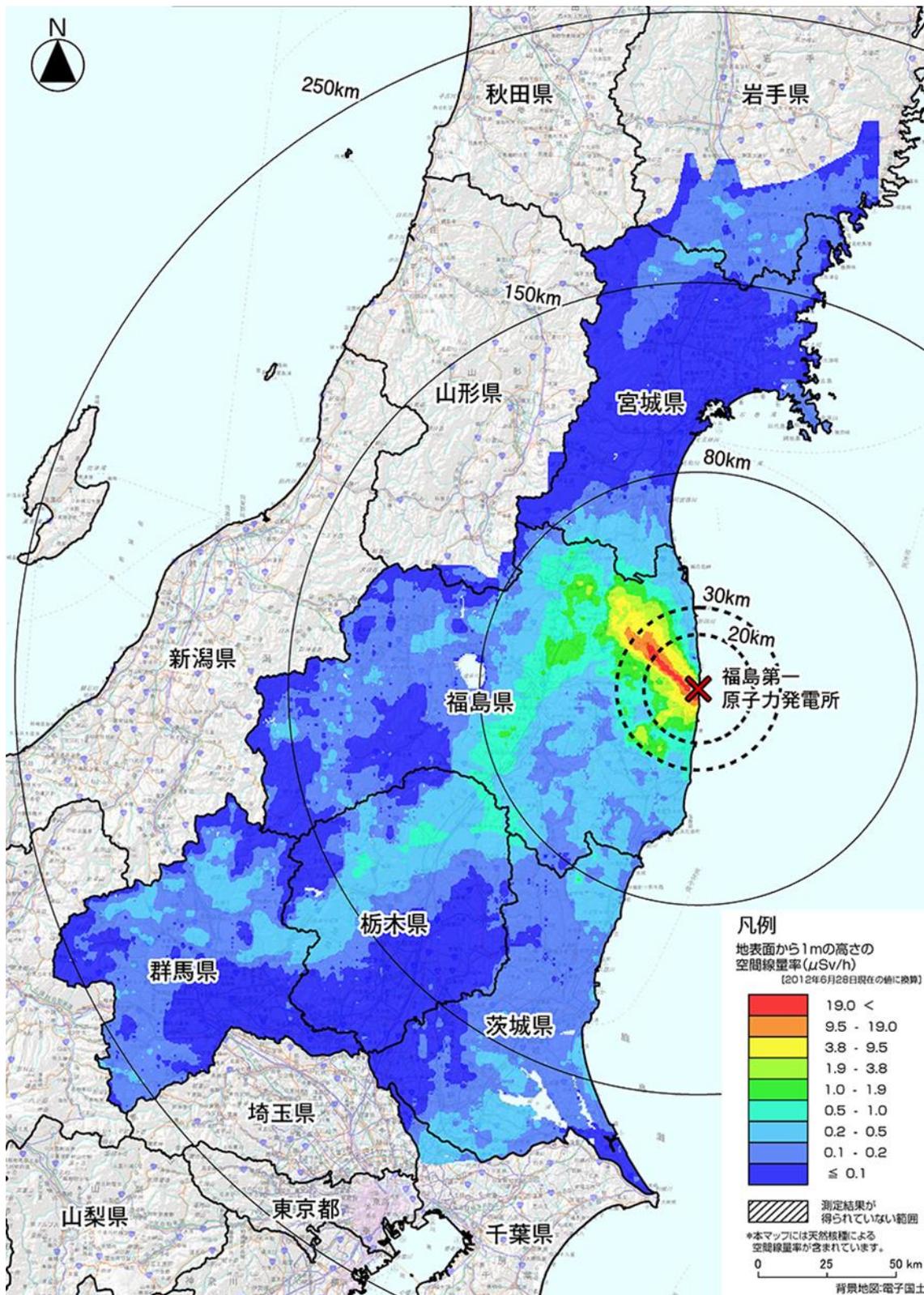
この事故によって、放射性物質が、広範囲に、しかも大量にまき散らされた。そして、現在もまき散らされ続けている。

2011（平成23）年4月12日時点で、原子力安全・保安院は、INES（国際原子力事象評価尺度）評価に基づき、福島第一原発事故を最悪のレベルである「レベル7（深刻な事故）」と判断した（甲212）。これはスリーマイル島原発事故の「レベル5」を超え、チェルノブイリ原発事故と同レベルの国際規模で最悪の事態である。

2 大気の汚染

福島第一原発事故によって大気中にまき散らされた放射性物質の量は、東京電力の発表・国会事故調報告書では、2011（平成23）年3月11日から3月末までに限っても、ヨウ素131とセシウム137（ヨウ素換算値）だけで、900ペタベクレルと推計されている（甲213，甲8・349頁）。これは、チェルノブイリ原発事故の約6分の1に相当する。

大量に放出された放射性物質がどのように拡散しているかについて、下記図1を示す。図1は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が、文部科学省・米国エネルギー省・原子力規制庁が行った第5次航空機モニタリング結果を基に作成した図である。



(甲214 図1 文部科学省・米国エネルギー省・原子力規制庁が行った第5次
 航空機モニタリング結果に基づく図 2012年6月28日現在の値に換算)

図 1 に示された空間線量率は、チェルノブイリ原発事故における避難基準に照らすと、極めて高い放射線量率であることが分かる。

すなわち、チェルノブイリ原発事故における避難基準は、次の表（甲 215～甲 217 を原告人ら代理人がまとめたもの。）のとおりである。

表

避難基準	ロシア	ウクライナ	ベラルーシ
無人ゾーン	1986年・1987年に避難した地域	1986年に避難した地域	1986年に避難した地域
移住義務ゾーン	5 mSv 超 (55万5000 Bq/m ² 以上)	5 mSv 以上 (55万5000 Bq/m ² 以上)	第一次移住義務ゾーン 14万8000 Bq/m ² 以上 第二次移住義務ゾーン 5 mSv 超 (55万5000 ~ 14万8000 Bq/m ² 以上)
移住権利ゾーン	1 mSv 以上 (18万5000 ~ 55万5000 Bq/m ²)	1 mSv 以上 (18万5000 ~ 55万5000 Bq/m ²)	1 mSv 以上 (18万5000 ~ 55万5000 Bq/m ²)
社会経済的な特典ゾーン	1 mSv を超えない	0.5 mSv 以上 (3万7000 ~	1 mSv を超えない

避難基準	ロシア	ウクライナ	ベラルーシ
	(3万7000～ 18万5000 B q / m ²)	18万5000 B q / m ²)	(3万7000～ 18万5000 B q / m ²)

上表の避難基準に照らすと，上図（甲214）のうち，移住の義務ゾーン（年5 m S vを超える恐れのある地域¹）に相当する区域は，

- ・ 緑色 (1.0 - 1.9 μ S v / h)
- ・ 黄緑色 (1.9 - 3.8 μ S v / h)
- ・ 黄色 (3.8 - 9.5 μ S v / h)
- ・ オレンジ色 (9.5 - 19.0 μ S v / h)
- ・ 赤色 (19.0 μ S v / h <)

で示される区域であり，原発から約70 km離れた福島県内にも緑色で示される区域が存在する。

移住の権利ゾーン（年1～5 m S v）に相当する区域は，

- ・ 水色 (0.2 - 0.5 μ S v / h)
- ・ 青緑色 (0.5 - 1.0 μ S v / h)

で示される区域であり，原発から250 km離れた群馬県にも水色で示される区域が存在する。

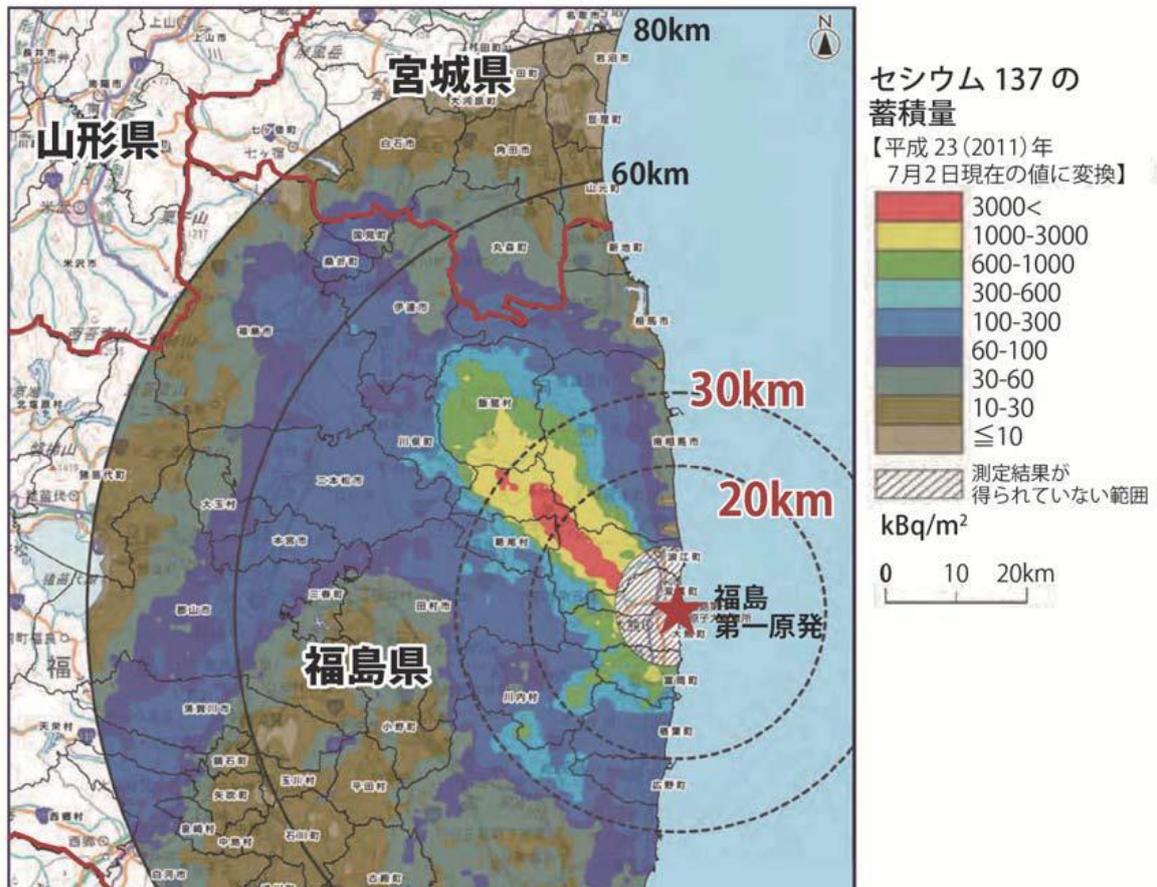
大気中にまき散らされた放射性物質は，土壌や河川などに蓄積する。

3 土壌の汚染

福島第一原発事故により放出された放射性セシウムは，地表に降下し，2011（平成23）年7月2日の時点で，次の地図に示すよう

¹ 環境省によると，毎時0.23 μ S vが，追加被ばく線量年間1 m S vにあたる。年間5 m S vは，1.15 μ S vである。

に土壌に沈着している。



(甲 8 ・ 3 5 0 頁)

環境省によれば、福島県の総面積 1 万 3, 7 8 2 k m²のうち、1, 7 7 8 k m²の土地が年間 5 m S v 以上の空間線量を有する可能性のある地域に、同県内の 5 1 5 k m²の土地が年間 2 0 m S v 以上の空間線量を発する可能性のある地域（政府が計画的避難区域に設定する地域。計画的避難区域とは、事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 2 0 m S v に達するおそれのある区域。）にのぼる（甲 8 ・ 3 5 1 頁参照）。

土壌に沈着した放射性物質は、同物質が放射線を発しなくなるまで（被曝に最も影響を与えるセシウム 1 3 7 は、放射線を発する能力が半減するまでに約 3 0 年かかる。甲 2 1 8 ・ 1 2 0 頁）、1 0 0 年以上

にわたって、放射線を発し続け、人々を被曝させる。

4 海洋の汚染

- (1) 福島第一原発事故によって海洋へまき散らされた放射性物質の量は、事故後のごく短期間だけでも、莫大な量にのぼる。

まず、2011（平成23）年4月2日に、福島第一原発2号機において、タービン建屋地下や坑道に溜まった放射性物質で汚染された水（汚染水）が取水口付近のコンクリートの亀裂から漏れ出しているのが見つかった（甲219）。東京電力の推定によると、同月6日に止水するまで520トンが流出し、4700兆ベクレルの放射性物質が含まれていた（甲219）。

さらに、同年4月4日から10日にかけて、東京電力は、上述の漏れ出した高濃度汚染水の収容先を確保するためという理由で、敷地内にある汚染水を意図的に海に流した（甲219）。東電が故意に有害な水を海へ流した行為は、国内のみならず海外からも厳しく批判された。

なお、政府は、IAEA（国際原子力機関）に提出した福島第一原発事故の報告書で、2011（平成23）年4月1日から6日までの間に4700テラベクレルもの放射性物質を含む汚染水520トンが海洋に流出し、同年5月11日には、3号機の取水口付近からも流出が確認され、20テラベクレルもの放射性物質を含む汚染水250トンが流出したと見積もれると報告した。しかし、日本原子力研究開発機構は、同年9月8日までに、汚染水の流出に加え、大気中からの降下分を合わせた海洋への放射性物質放出総量が1.5京（1京は1兆の1万倍）ベクレルを超えるとの試算をまとめて公表した（甲220）。この試算によると、政府の上記報告書の3倍

を超える放射性物質がまき散らされたことになる。

- (2) その後も、汚染水の漏えいが相次いでいる。これに関連して大きく報道されたものだけでも、次のとおりである。

平成 25 年 4 月 9 日	地下貯水槽から汚染水が漏れ、1 立方センチ当たり 1 万ベクレルもの高濃度の放射性物質が検出された。
平成 25 年 8 月 7 日	資源エネルギー庁は、1 日あたり 300 トンの汚染水が漏れていると発表した。
平成 25 年 8 月 20 日	汚染水が 300 トン漏れ、漏れていた汚染水からストロンチウム 90 などの放射性物質が 1 リットル当たり 8000 万ベクレルもの高濃度放射性物質が放出されたことが判明した。
平成 25 年 8 月 23 日	原子力規制委員会が、汚染水漏れに対する国際原子力事象評価尺度 (INES) を、レベル 3 に引き上げた。
平成 25 年 10 月 3 日	新たに汚染水漏れが確認された。
平成 25 年 10 月 21 日	大雨の影響により、汚染水が漏れ、7 カ所から暫定排出基準値を超える濃度の放射性物質ストロンチウム 90 が検出された。
平成 26 年 2 月 20 日	100 トンの高濃度汚染水が漏れた。
平成 27 年 2 月 24 日	1 リットル当たり 2 万 3000 ベクレルのセシウム 137 などの高濃度汚染水が漏れていた。
平成 27 年 5 月	側溝に敷設されたホースから汚染水が 7 ~ 1

29日	5トンも漏れた。放射性物質は、1リットル当たり110万ベクレルと推計された。
平成28年3月23日	セシウム除去設備が入る高温焼却炉建屋内の配管で汚染水が5.3トンも漏れた。
平成28年11月1日	福島第一原発の原子炉を冷却する水から塩分を取り除く淡水化装置で、汚染水が約4.5トン漏れた。
平成29年6月4日	タンクに貯められていた汚染水が漏れていたことが判明した。

5 川・湖の汚染

放出された放射性物質は、森林だけでなく川底や湖底にも蓄積すると考えられている。地表に降下した放射性物質は、土壌の浸食・流出などに伴って河川、湖沼へと流入し、土壌粒子とともに川底や湖底に沈降、堆積する。この現象は、ウクライナ、ロシア及びベラルーシでも確認されている。

日本では、事故後に環境省が福島県内の公共用水域での水質モニタリング調査を実施した。それによると、川底、湖底のいずれにおいても1万 Bq/kg（乾泥）を超える地点が存在している。これは、放射性物質汚染対処特措法第20条により、収集や運搬などにおいて特別な管理が必要とされる特定廃棄物の基準値8,000 Bq/kgを超えている。さらに、継続的なモニタリングを行ったところ高濃度の地点が観測されている。（「表 4.5.1-1」）（以上、甲260・441頁）

			(Bq/乾泥 kg)	
場所	核種	平成 23 年 6 月公表	平成 24 年 3 月公表	
川底	セシウム 134	48～1 万 4000	不検出～3 万 8000	
	セシウム 137	51～1 万 6000	不検出～5 万 4000	
▶				
場所	核種	平成 23 年 11 月公表	平成 24 年 3 月公表	
湖底	セシウム 134	不検出～1 万 7000	不検出～11 万	
	セシウム 137	不検出～2 万	17～15 万	

(表 4.5.1-1 川底・湖底汚染の実態)

事故から 3 年経った 2014 (平成 26) 年にも、基準値 (8000 Bq/kg) を大きく超える数値、例えば、セシウム 134 について 6 万 7000 Bq/kg、セシウム 137 について 23 万 Bq/kg が確認されている (甲 221)。

事故から 4 年経った 2015 (平成 27) 年には、さらに汚染度が高まり、セシウム 134 について 20 万 Bq/kg、セシウム 137 について 72 万 Bq/kg が確認されている (甲 222)。

以上のとおり、福島第一原発事故によって放出された放射性物質が、湖底や川底に、年々蓄積し、法の基準値の約 100 倍にも達する汚染状況になっている。

6 最悪のシナリオ

福島第一原発事故では、250 km 以遠にも移転を認めるべき地域が発生する危機に直面していた。

すなわち、平成 23 年 3 月 25 日に、当時の菅総理大臣の要請に応じて原子力委員会委員長であった近藤駿介氏が、JNES (原子力安全基盤機構) 及び JAEA (日本原子力研究開発機構) の協力の基に

作成した「最悪のシナリオ」(甲12)によると、最悪の事態を想定した場合、強制移転を求めるべき地域が170km以遠にも生じる可能性や、希望者に移転を認めるべき地域が250km以遠にも発生することになる恐れがあるとされていた。

250km以遠に移転を認めるとなると、青森県を除く東北地方のほぼすべてと、新潟県のほぼすべて、長野県の一部、そして首都圏を含む関東の大部分となる。この地域には、約5000万人が居住している。つまり、約5000万人の避難が必要ということになる。

しかも、放射性物質は、その半減期の長いものがあり、数十年、数百年単位で放射線を発し続ける。例えば、原発事故でまき散らされる代表的なセシウム137をみても、半減期が30年であり、放射線量が8分の1になるまでに90年を要する。

このように福島第一原発から250km以遠に居住する約5000万人(日本の全人口の約40%)が数十年、数百年単位で避難することになる危機に直面していた。いわゆる「吉田調書」によれば、当時、福島第一原発所長だった吉田昌郎氏は、平成23年3月14日夜、自分たちのイメージは「東日本壊滅」だったと述懐している(甲223・52頁)。まさに我が国は壊滅の危機だった。

危機を回避できた理由は、ただ一つ。幸運だったからである。4号機の使用済み核燃料プールに隣接する原子炉ウェルには、シュラウドの取り換え工事が予定どおり進捗していなかったはずの水が張られていた。使用済み核燃料プールと原子炉ウェルを隔てていた防壁がたまたまずれたことによって使用済み核燃料プールに水が流れ込み、使用済み核燃料のメルトダウンを防いだのである(甲224)。まさに、僥倖としかいいようのない事態であった。しかし、本件原発で過酷事故が生じたとき、幸運の女神が微笑んでくれる保証は全くない。

7 国による避難基準

国は、2011（平成23）年4月19日、子どもであっても空間線量が年間20mSv以下、毎時3.8μSv以下であれば、普段どおり屋外活動などをして大丈夫とする暫定的基準を福島県に通知した。

しかし、年間20mSvは、法の求める公衆被曝限度年間1mSv²の20倍にもものぼる。内閣官房参与の小佐古敏荘氏は2011年4月29日に辞任の記者会見の中で、年間20mSvを「乳児、幼児、小学生に求めることは、学問上の見地からのみならず、私のヒューマニズムからしても受け入れがたい」と厳しく批判した。

また、例えば、上記モニタリング図（甲214・図1）によると伊達市や福島市の一部で黄緑色部分があり、チェルノブイリ原発事故における移住の義務ゾーン（移住の権利ゾーンの5倍以上の被曝線量）に相当するにもかかわらず、日本は、放射線感受性が成人よりはるかに高い乳児、幼児も含む人々を高濃度汚染地域に平然と住まわせている。

以上のとおり、国の基準は、法の求める公衆被曝限度の20倍であり違法であるし、国際基準にはるかに劣後しており、住民を被曝から守ることはできない。

² 原子炉等規制法は、福島第一原発事故を受けて「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」を目的とすることを明示した（1条）。

同法を受けた「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」は、第2条第2項6号で、「周辺監視区域」を、「管理区域の周辺の区域であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。」と定める。「周辺監視区域」とは原発の敷地内の最も外側である。

同規則を受けて、原子力規制委員会は、「周辺監視区域」の外側の線量限度について、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下、「線量告示」という。）の2条1項1号で、「一年間につき一ミリシーベルト」と定める。つまり、法令上、「周辺監視区域」の外側のいかなる場所も、年間1ミリシーベルト以下でなければならないとされている。

第3 生命侵害（救助又は避難過程で失われた命）

1 請戸の浜の悲劇―被曝を避けるために中止された救助活動

福島県相馬郡浪江町にある請戸の浜（福島第一原発の北側、直線で約7 km）の沿岸地域には3月11日の15時30分過ぎに、巨大な津波が押し寄せた。

沿岸地域は壊滅的被害を受け、それまでの漁村や一面に広がっていた田畑の風景が一変し、ほとんど何も無い、がれきが散乱する風景と変わってしまった。



（甲211・236頁、237頁）

その日のうちに、津波が押し寄せた翌朝に津波被害者の救助活動をする事は、決定していた。救助活動の事前準備のために浜を回った消防団員は、多くの津波被害者の助けを呼ぶ声を聴いていた。

しかし、救助活動をする日の朝、原発事故による避難指示が発令され、予定されていた救助活動は中止となった。

福島県浪江町副町長渡邊文星氏は、次のとおり語る。（2012（平

成 2 4) 年 8 月 日 弁 連 シ ン ポ ジ ウ ム)

3 月 1 2 日 早 朝 か ら の 捜 索 予 定 で し た 。 沿 岸 地 域 に は 1 5 時 3 0 分 過 ぎ に ， い ま ま で 経 験 し た こ と の な い 巨 大 な 津 波 が 押 し 寄 せ ま し た 。 沿 岸 地 域 は 壊 滅 的 被 害 を 受 け ， 死 亡 者 1 5 1 名 ， 行 方 不 明 者 3 3 名 ， 流 失 家 屋 等 6 0 0 棟 以 上 の 被 害 を 受 け ， そ れ ま で の 漁 村 や 一 面 に 広 が っ て い た 田 畑 の 風 景 が 一 変 し ， ほ と ん ど 何 も な い ， が れ き が 散 乱 す る 風 景 と 変 わ っ て し ま い ま し た 。

地 震 や 津 波 に よ る 被 害 者 の 救 助 活 動 や 避 難 所 対 応 を 優 先 し ， 翌 朝 に は 津 波 被 害 者 の 救 助 活 動 を 決 定 し て い ま し た 。

そ の 矢 先 ， 3 月 1 2 日 午 前 5 時 4 4 分 ， 突 如 ， 原 子 力 発 電 所 か ら 半 径 1 0 k m 圏 内 に 避 難 指 示 が 発 令 さ れ た こ と を テ レ ビ で 知 り ま し た 。 こ の 避 難 指 示 に よ り ， 早 朝 か ら 予 定 し て い た 津 波 被 害 者 の 行 方 不 明 者 の 捜 索 活 動 が 中 止 と な り ま し た 。 こ の 時 ， 捜 索 を 実 施 し て い れ ば 何 人 か の 尊 い 命 が 救 え た 可 能 性 が あ っ た と 思 い ま す 。

本 格 的 に 行 方 不 明 者 の 捜 索 を 実 施 し た の が ， 放 射 線 量 が 低 い こ と が 確 認 さ れ ， 福 島 県 警 及 び 消 防 署 は 4 月 1 4 日 か ら ， 自 衛 隊 が 5 月 3 日 と 一 カ 月 以 上 経 過 し て か ら の こ と で し た 。



(広河隆一「写真記録 チェルノブイリと福島 人々に何が起きたか」

234、235頁)

想像して頂きたい。すぐにでも救助がくると思って、一人瓦礫の中で、津波の海水でずぶぬれになったまま、救助を待つ気持ちを。またいつ津波が襲ってくるかもしれない、助けを呼んでも誰も返事をしてくれない、救助は本当に来てくれるのか、このまま死んでいくのか、死の恐怖と不安、絶望を。原発事故さえなければ、救助者の被曝を避けるために救助を中止することはなかった。

当時の自民党の政調会長は「原発事故によって死者が出ている状況ではない。」と発言したが、全くの誤りである。

請戸の浜で救助されず亡くなった人々は、まさに原発事故によって亡くなったのである。

2 双葉病院事件—患者らに強いられる過酷な避難

(1) 双葉病院の概要

双葉病院は、福島第一原発から南西4.5キロの大熊町内に建つ。隣接する系列介護老人保健施設ドーヴィル双葉、クレール双葉と併せ、436人が避難対象であった。

精神科を併設する同病院には、寝たきり高齢者だけではなく、重度統合失調症や認知症の患者も多数いた。

(2) 第1陣避難

3月12日早朝5時44分に、福島第一原発の半径10km圏内の住民に避難指示が出された。双葉病院は、福島第一原発から約4.5kmの場所に位置しているため、この避難指示の対象だった。

避難指示を受けて、12日14時頃に、双葉病院と隣接するドーヴィル双葉では、第1陣避難がなされた。バス5台で双葉病院の入院患者209名が避難を開始した。

(3) 第2陣避難（約10時間、原発の爆発、多数の死者）

取り残された患者や入所者は、双葉病院では129名、ドーヴィル双葉では98名だった。

12日15時頃、自衛隊は、双葉病院に取り残されている患者らを救出するために、原発の西方約60kmに位置する郡山駐屯地を出発した。自衛隊が救出へ向かっていたところ、1号機が水素爆発した。自衛隊は、放射線防護の装備を備えていなかったため、やむなく郡山駐屯地に引き返すことになった。（甲149・64頁）

引き返してから、放射線防護の装備がなかなか整わず、救出へ向けた出発がおよそ丸一日以上延びた。自衛隊は、ようやく届い

たタイベックスーツを着用し、当初の予定から丸一日以上遅れた
14日午前0時頃、双葉病院へと再出発した。

14日午前4時頃、自衛隊は、双葉病院に到着した。

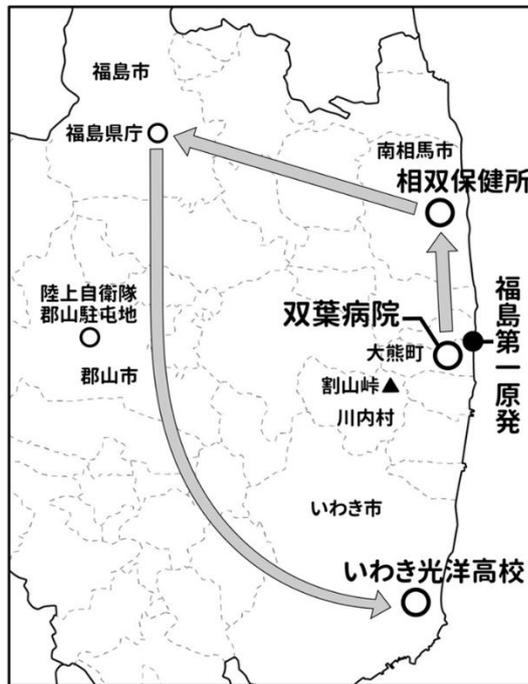
双葉病院には、寝たきりなどの重症患者ばかりで、末期がんの患者もいた。事前の情報では、患者数は少なく、軽症の患者たちだとのことだったので、自衛隊は、通常のバス数台しか用意しておらず、重症の入院患者らを搬送するためのストレッチャーや医療設備のある車両の用意はしていなかった。

双葉病院などのスタッフは、院長を含め6名のみだった。スタッフらは、ほとんど食事を摂っておらず、備蓄してあった水やジュースなどを飲んでいるだけという過酷な状態だった。

点滴をしている重症の患者であっても、相双保健所までの30分程度の短時間の搬送であれば大丈夫ということで、点滴を外して搬送することになった。点滴を外されたことで、この時点で、患者らは、水分、栄養分を摂取できなくなった。

寝かせた状態で乗せるので、搬送できる人数は極めて限られた。

14日午前10時30分頃に、第2陣避難の車両が、双葉病院から相双保健所に向けて出発した。(甲149・64頁)



出発時には、第2陣の避難者の受け入れ先病院は、決まっていなかった。どの病院からも、医師が足りていない、患者を受け入れる余裕がないと受け入れを断られていた。病院スタッフは、患者を乗せた車両に付き添えなかった。数少ない病院スタッフは、病院に取り残された患者さんをケアするために、自らの危険を顧みず、そばで原発が何度も爆発する病院に残った。

第2陣避難の最中の14日午前11時01分に、3号機が水素爆発を起こした。「ドンというような、突き上げるような爆発音」が聞こえてきて白煙が上がっていた。

第2陣バスは、その日の正午頃に、スクリーニング場所である南相馬市の相双保健所に到着した。双葉病院から相双保健所までは、海岸沿いの道路を使えば30分くらいで着くが、原発周辺を避けてう回路を通らざるを得なかったもので、通常の3倍の1時間30分ほどの時間を要した。(甲149・64頁)

相双保健所に到着した患者らは、バスの中でスクリーニングを受けた後、バスに乗ったまま待機し続けた。

14日午後3時頃、患者らの乗ったバスは出発した。この日の夕方ころ、オフサイトセンターの屋外で700 μ Sv/h、屋内でも10 μ Sv/hもの極めて高い濃度の線量を観測していた。

14日の夜8時頃に、患者らの乗ったバスは、いわき光洋高校体育館に到着した。出発から約10時間も経過していた。



(バスによる患者の避難の様子 (甲227・国立病院機構災害医療センター 近藤久禎「東京電力福島第一原発事故対応におけるDMATの活動」))

双葉病院の看護副部長の証言によると、「バスの車内は、排せつ物による異臭が漂い、バスの座席にきちんと座っている患者はほとんどおらず、防護服を着せられた患者は手足のきかない状態、悪く言ったら蓑虫が包まれているような手足がきかない状態でそこに座らされている状態で、また、シートの足下で亡くなっている患者もいる」など壮絶な状況だったことが明らかになった。

患者らは、寒い体育館の床の上に直接敷かれた毛布の上に寝か

されました。体育館の奥には、パーテーションで仕切られた箇所があり、搬送中のバスの中で亡くなった患者はそこに安置されていた。

(4) 第3陣避難（自衛隊撤退）

第二陣がいわき光洋高校に到着した14日の夜以降も、自衛隊は残された患者たちの救出活動を続けていた。

ところが、14日の深夜には自衛隊は撤退した。その場にいた警察は、自衛隊の撤退を見て、ただならぬ状態であると判断し、当該病院スタッフを警察の車両で強制避難させ、割山(わりやま)峠付近まで退避させた。これ以降は、双葉病院には医療スタッフはいない状態となってしまった。

3月15日の午前1時半ころに自衛隊は、再び、双葉病院に向かい、午前9時頃には避難作業を開始した。第3陣避難である。

この避難活動にあたった自衛官の供述調書によると、救助作業中に線量計の音が鳴る間隔がどんどん短くなり、放射線の塊が近づいてくるような感覚だった旨、医師免許を持った自衛官が、『もう限界だ』と叫び、すぐに病院を出発するように指示をした旨が述べられている。線量があまりにも高くなったため、救助作業が途中で打ち切られ、42名の患者が取り残されたことが明らかになっている。(甲149・66頁)

(5) 第4陣避難（救出漏れ）

15日の11時半に7名を救出した。作業に当たった自衛官の調書によれば、部下に指示して病院内を確認したところ、ほかに患者がいなしとの報告だったので、7名の救助で終わった。

(6) 第5陣避難

しかし、その後別棟に35名の患者が残されているのを知って

再び病院に戻り、15日の深夜までかかって残りの35名の救助を行った（第5陣）と供述している。

全員救出までに、3月11日から実に4日間もかかった。放射線が救出活動を阻んだ結果である。患者さんたちは、体力を奪われ、医療ケアを受けられず、44名もの命が奪われてしまった。

(7) 遺族の意見陳述

双葉病院からの避難で亡くなった被害者の遺族らは、刑事事件の法廷で、意見陳述をした。

介護老人保健施設「ドーヴィル双葉」に入所していた両親を亡くした女性は、「想定外で片付けられると悔しくてなりません。太平洋岸には他にも原発があるのに、なぜ福島第一原発だけが爆発したのか。何かしらの対策を取っていれば、女川や東海第二のように事故は防げたのではないかと思うと許せません。わかっている対策をせず、みすみす爆発させたのなら未必の故意ではないのか。誰一人責任者が責任を取っていないのは悔しい」などと述べた。

ドーヴィル双葉に入所していた祖父母を亡くした男性は、「(2002年の)東電のトラブル隠しのあとに起きているのがとても残念です。高度な注意義務を負う経営者に、刑事責任をとってもらわないと今後の教訓にならない。もう二度と同じ思いをする人が出ないように」などと述べた。

双葉病院に入院していた父(97歳)を亡くした女性(代理人が代読)は、「父は寝たきりで2時間ごとの体位交換が必要でした。経口摂取も困難で中心静脈カテーテルで栄養や薬剤の投与を受けていましたが、避難の際に抜かれ、水分や栄養分を摂取できなくなりました。このような酷い状況に10時間近くも置かれ、

父は亡くなったそうです。父は寒がりでしたし、水分や栄養を摂取できず、身動きもできない状況で、どれほど辛く、苦しかったことでしょう。私が結婚するにあたって、夫が実家に挨拶に訪れた際に、父は「ここは原発があるからな」と不安を口にしました。原発のことを不安に思っていた父が、原発事故で亡くなることは全く想像もしていませんでした」などと述べた。

双葉病院に入院していた兄を亡くした人（代理人が代読）は、「(事故の)直前の数年間、大きな災害が続いた。国会でも原発の津波対策について質疑があった。東電の経営者は、あくまで他人事のように見ていたのではないか。もし切迫した緊張感を持って経営していれば事故は避けられただろう。東電は自らが安全神話にとりつかれ、慢心があったとしかいいようがありません」などと述べた。

双葉病院に入院していた母を亡くした女性は、「遺体を確認したとき、骨と皮のミイラのようなようだった。被告人の方、この時の気持ちわかりますか。この裁判であなた方は「部下にまかせていた。私の知り得ることではない」と言い続けている。経営破たんした別の会社の社長は「すべて私の責任。社員を責めないで」と言っていた。あなた方もトップの責任として、なぜこのくらいのことを言えないのですか。母の死因は急性心不全だが、東電に殺されたと思っている」などと述べた。（以上、福島原発刑事訴訟支援団「「母は東電に殺された」被害者遺族の陳述」刑事裁判傍聴記：第34回公判（添田孝史）」³）

(8) 小括

以上のとおり、原発の近くに位置した双葉病院の重篤患者らは、

³ <https://shien-dan.org/soeda-20181114/>

救助が来ないまま，十分な医療設備も無い中で命を奪われた人もいた。運よく救助のバスに乗れたとしても，座席に長時間座らされ，行くあてもないまま出発し，医療設備のない体育館の床で一夜，二夜を過ごし，体力を消耗していき，やはり命を奪われた。

双葉病院における原発事故の痕跡は，事故から8年経過した2019年3月12日時点においても生々しく残っており，双葉病院は避難した当時の状況がほぼ変わらないまま残されている。





(以上，甲 2 2 5 より抜粋)

原発事故は広範囲に放射性物質による被害をもたらすのであり，人々は被曝を避けるため一目散に避難する。そのような混乱の状況において，入院患者らを避難させるために高線量の被曝を強いて人員（バスの運転手，医師，看護師）を確保することは実質上不可能であるし，受け入れ先の病院としても原発近くから避難してくる入院患者らの他に地震や津波による傷病者も受け入れなければならないため受け入れは極めて困難である。

以上は悲惨な避難のごく一部であるが，原発事故特有の放射性物質によって，避難と救助が困難となり，多くの命が失われたことは明らかである。

第 4 精神的損害（避難を強いられることによる苦難）

1 山木屋事件—避難によって自死に追い込まれた命

福島第一原発事故後約 4 カ月経った 2 0 1 1（平成 2 3）年 7 月 1 日の早朝，福島第一原発事故により避難を強いられていた福島県川俣長山木屋地区の当時 5 8 歳の渡辺はまこさんが焼身自殺した。

事実経過は、次のとおりである。

(1) 福島第一原発事故以前の渡辺さんの生活

渡辺さんは、農家の家に生まれ、生まれてからずっと山木屋で過ごした。山木屋は自然にあふれ、春の新緑、秋の紅葉が美しく、初夏にはホタルが飛び交う里山であった。そして、渡辺さんは、夫と3人の子に恵まれ、平成10年には孫にも恵まれた。PTAの役員をしたり、区長を務める夫を積極的に補佐したり、山木屋地区のマさんバレーに参加する等積極的に周囲に関わる性格の持ち主であった。平成12年には、自宅も新築した。福島第一原発事故当時、渡辺さんは、夫とともに近くの養鶏場で働いて、夫と2人の子ら（合計4人）で生活していた。

(2) 福島第一原発事故以後の渡辺さんの生活

ア 平成23年3月11日～16日

平成23年3月11日の地震の際、渡辺さんは、夫とともに勤務地の養鶏場にいた。渡辺さんは、停電の中、自宅に戻った。それから2、3日経過後に停電が復旧し、渡辺さんは、テレビの報道で福島第一原発事故の深刻さを初めて認識することになった。

そして、3月15日午後3時ころ、テレビで福島第一原発四号機の爆発が報じられた。

渡辺さんら家族4人は、ガソリンをかき集め、車で山木屋を脱出した。隣の市町村である福島市蓬萊の親戚の家で食事をし、その日は車の中で一夜を過ごした。

16日未明、渡辺さんらは、福島市の避難所が一杯であることを聞き、急遽会津地方の磐梯町にある体育館に向かうことになった。渡辺さんらが食事を取れたのは、放射能検査などを終えた夕方4時ころであった。

イ 3月17日～4月10日

報道により、次第に山木屋地区の空間線量が明らかになってきたものの、体育館での避難生活は雑魚寝でプライバシーも一切なく、食事も冷たいおにぎりやカップラーメンであり、渡辺さんは耐えられなくなった。渡辺さんは、3月末に、家族とともに山木屋の自宅に戻り、元の養鶏場で働き始めた。

もともと、多くの住民は戻らず、スーパーにはほとんど物が販売されない状況となった。

ウ 4月11日～6月12日

4月11日、山木屋地区が計画的避難区域に指定されるとの報道がなされ、16日に国から説明がなされ、22日に避難指示が出た。

しかし、渡辺さん家族は皆働いていたため、引越先探しは難航した。

22日以降、警察官が何度も避難指示に訪れ、渡辺さんは、自分が犯罪者であるかのように感じるようになり、食欲も低下し、体重は5,6kg減少した。家族に対し、今後の不安を打ち明けるようになった。

そして、6月初めに、長男が郡山に、次男が二本松に引っ越し、渡辺さんと夫が福島市に引越できたのは、6月12日であった。

エ 6月12日～6月29日

渡辺さんは、アパート暮らしをするようになった。山木屋の自宅と異なり、隣家は一枚の薄い壁を隔てているだけであり、周囲に気を使う毎日が始まった。夜も眠れないようになり、食事も事故前の半分程度に減ってしまった。

6月17日には、養鶏場が閉鎖し、渡辺さんは職を失った。

渡辺さんは、アパートで一日中過ごすことになり、夫にローンなど今後の不安を訴えるようになり、笑顔はなくなり、涙を流すことが一層多くなった。

「あなた（夫）は自分の気持ちをわかってくれない」

「周囲の人々が、自分を避難民だとじろじろ見る」

「山木屋に戻りたい」

等と言い、外出もせずふさぎこむようになった。

オ 自死の状況（6月30日～7月1日）

夫の理解を得て、渡辺さんは、6月30日から1泊の予定で、夫とともに山木屋に戻るようになった。

6月30日の夕方、山木屋の自宅で、渡辺さんは、「明日の午前中には帰る。」と言う夫に対し、「あんただけ帰ったら。私はアパートに戻りたくない。」と言った。

30日の深夜、夫が気付くと、傍で渡辺さんが泣きじゃくっていた。

7月1日午前4時に、夫が起きて草刈りに出た際、渡辺さんは眠っていた。

夫は、午前5時30分ころ、自宅から50メートルほどにあるゴミ焼き場付近で火柱を見た。夫は、「妻が布団でも燃やしているのだろう」と思い、そのまま草刈りを続けた。

その後、朝食の時間になっても迎えに来ない渡辺さんが気になって、夫は自宅に戻ったが、渡辺さんの姿を発見することはできなかった。そして、ゴミ焼き場の隣に倒れている渡辺さんを見つけた。

渡辺さんの遺書は見つからなかった。

カ 訴訟

渡辺さんの遺族は、東京電力に対して損害賠償を求めて提訴した。



福島地裁は2014（平成26）年8月26日、「避難生活で精神的に追い詰められ、うつ状態になったため」と認定し、原発事故と自殺との因果関係を認め、東京電力に対して約4900万円の支払いを認める判決を言い渡した。

東京電力は控訴せず、幹部が遺族に謝罪した。

2 避難者の受けるストレス

福島第一原発事故で、福島県浪江町から避難を強いられた後、67歳の男性が自殺した。

亡くなった男性は、原発事故後の2011（平成23）年3月13日から一か月間、自宅から約60km離れた郡山市の体育館に避難しており、不眠や食欲不振を訴えていた。約一か月後に二本松市のアパートに移り住んだが、体調が再び悪化し、「早く浪江に帰りたい」と言うようになり、同年7月に福島県飯館村の川（ないしダム）に飛び込み遺体で発見された。

その男性の遺族が東京電力に対して損害賠償を求めた訴訟では、福

島地裁は2015（平成27）年6月30日、自殺の原因を「事故に起因する複数の強いストレス」だったとして、約2700万円の支払いを命じる判決を言い渡した。

判決では、亡くなった男性が人生の大半を過ごし、退職後も釣りや家庭菜園などを楽しんでいた故郷を原発事故で追われ、「人生そのものの基盤を失った」とした。さらに避難生活の長期化や経済的負担への不安なども加わってうつ状態となり自殺した、とした。その上で「原発事故を起こせば地域住民が避難を余儀なくされる可能性があり、避難者が様々なストレスを受け、精神障害の発症や自殺する人が出る」と東京電力が予見できた、と指摘している。

3 小括

以上のとおり、原発事故によって、突如、自宅から避難させられ、生活環境を丸ごと失い、仕事を失い生活の糧を得る見通しもなく、慣れない避難生活を強いられる苦悩は、苛酷を極めるものである。

第5 身体的損害（被曝による健康被害）

1 急性障害と晩発障害

放射線は大きなエネルギーを持っているために体の中を貫通し、その通り道にある細胞を傷つける。放射線のエネルギーに比較すると、生物の体を形作っている分子が結びついているエネルギーは桁違いに小さいため、放射線が細胞の中を通過すると、その通り道にある分子の結合は簡単に切断されてしまい、その機能が損傷される。放射線の通り道はランダムなので、体の設計図であるDNAを切断することもある。

DNAには修復機能もあるが、大量の放射線を浴びるとDNAの切断数も多くなり、その修復が間に合わず、細胞は死んでしまう。

このため一度に大量の被ばくをすると急性障害を起こす。

急性障害はある線量以上を浴びると確実に現れるので、確定的影響ともいわれる。この線量以下では起きない境界の線量は「しきい値」と呼ばれ、それは症状にもよるが、一般的には100 mSvから250 mSvといわれている。

低線量（100 mSv以下）の放射線を浴びた場合は、数年から数十年後にがん、白血病や遺伝的障害などの晩発障害が起きる可能性もある。晩発障害は、浴びた人数のうち、被ばく線量に応じて「そのうちの何人」というように一定の確率で現れるので、確率的影響ともいわれる。放射線が発がんの原因となるのは、DNAに複雑な損傷を起こすからである。そして、DNAが修復される際に誤って治すとその部分に遺伝子の突然変異が生じる。突然変異は元に戻らないために、その細胞が活着している限り、細胞分裂を起こすとその変異部分は引き継がれていく。その細胞がさらに放射線を浴びて傷の治し間違いが起きると、突然変異は細胞の中にたまっていき、がんの原因となることがある。すなわち放射線のリスクは蓄積されていくのである。

2 放射性プルーム

原発事故が起き放射性物質が環境中に放出されると高濃度の（揮発性の高い）放射性ヨウ素やセシウムなど含んだ放射性プルームが風で運ばれ、住民は、呼吸や飲料水などからこれらの放射性物質を体内に取り込むことになる。降雨があれば放射性物質はその土地に蓄積されることになる。

原発事故による健康被害の特徴としては、放射性物質が体内に蓄積されていくことによる健康被害の発生、放射性物質による内部被ばくの結果によるがん等の発生や遺伝子的被害の発生、放射線量の

高い地域に居住し続けることなどによる健康被害の発生など、被害の種類も複数にわたり、また、被害発生の時期もまちまちである。こうした健康被害は、原発事故から長期間を経過した後に発生することも十分に考えられるのである。

3 低線量被曝

住民に対する放射線による健康被害では、低線量被ばくが問題となる。健康被害としては、甲状腺がんや白血病、骨髄腫などの特定疾患や、鼻血がでやすい、風邪を引きやすい、体がだるいといった放射線被ばく特有の疾患前駆症状や血液検査でのデータ異常なども起こりうる。広島・長崎原爆被爆者障害追跡調査では、がん以外の疾患による死亡率が、線量に依存して増加していることが明らかにされており、がん以外にも、心臓疾患や心臓血管、呼吸器、消化器、泌尿器系疾患なども線量に依存して増加している。

チェルノブイリ原発事故では、事故発生後25年が経過しても新たな健康被害が発生し続けている事実が報告されている（なお、同事故では急性障害による死亡例もある。）。

とりわけ、成長過程にある子どもについては、放射線感受性の高いことが指摘されており、特に安全の確保に注意を要する。

4 小児甲状腺がん

福島第一原発事故後、福島県民らの甲状腺の異常が明らかになっている。通常、小児甲状腺がんの発生頻度は100万人に1～2人とされている。

しかし、福島県で実施された県民健康管理調査では、2016年末時点で、検査を受けた約30万人（事故時おおむね18歳以下）のうち、345の小児甲状腺がん患者が発生している（甲230）。

第6 生活環境の侵害（地域コミュニティの喪失）

1 大規模避難

福島第一原発事故においては、警戒区域（福島第一原発から半径20km圏内）、計画的避難区域（放射線量が年間20mSvを超える区域は計画的避難区域として居住が制限）、緊急時避難準備区域（半径20～30km圏で計画的避難区域及び屋内退避指示が解除された地域を除く地域）からの避難者を合わせると、国が把握しているだけでも約14万6520人が避難した（甲8・351頁）。

事故から約13年が経過した2024年（令和6年）2月1日時点でも、避難者数は約2.9万人にもものぼっている（甲231）。

このように帰還できない住民が多数存在し、その地域も広範囲に及ぶ。除染の状況や放射線量の状況からは、仮に避難指示が解除されたとしても、安心して生活することはできない。

2 地域そのものの喪失

福島第一原発事故では、避難指示等が出され全部又は一部が警戒区域に指定された9市町村（大熊町、葛尾村、川内村、田村市、富岡町、楢葉町、双葉町、浪江町、南相馬市）については、対象地区の住民は、他地域へ避難をすることになったため、その生活基盤ごと根こそぎ奪い去られた。役所機能も他に移転した。

これらの区域においては、住民は、原発事故前の生業を失い、住み慣れた住居を失い、先祖代々受け継いできた土地や伝統を喪失した。そして何より、各地域が脈々と築き上げてきた歴史と文化と、それを背景とする地域住民の密接なつながりを根こそぎ破壊されることとなった。

また、避難先の問題であったり、劣悪な避難先の住環境での生活を余儀なくされたりしたことなどから、事故前には一つ屋根の下で暮ら

していた家族が別離生活を余儀なくされる事態も多発した。

3 社会的・経済的コミュニティの崩壊

さらには、近隣住民や家族といったコミュニティの崩壊にとどまらず、原発事故は社会的・経済的な地域間のつながりをも破壊する。

すなわち、避難指示等が出された地域においては、事故前は、それぞれ隣接する市町村同士が、雇用、就学、物流、医療、日常の買い物や冠婚葬祭に至るまで、相互に密接なつながりを有していた。

例えば、川内村では、全村民約3000人のうち約500人が富岡町で就業し、村内の高校生の多くは富岡町の高等学校に通学していた。また、物流に関しては、ほぼその全てが常磐自動車道や国道6号線、常磐線を通じ富岡町を介して行われていた。さらに、医療に関しては、富岡町の県立大野病院や同町を經由して双葉町の双葉厚生病院等に通院し、緊急医療体制もこれらの病院に依存している状態であった。

しかし、このような状況は、福島第一原発事故によりまさに一変した。避難指示や警戒区域への指定等により、対象地域の住民が根こそぎ生活基盤を喪失するのに伴って、経済的・社会的なつながりや医療の拠点も完全に破壊された。また、交通網も寸断され、交通網を前提とする物流網も根本的に破壊されてしまった。

4 帰還の困難さ

一度でも、住民が避難せざるを得ないような原発事故が発生した場合は、その後、かつての地域での生活に戻るには大きな困難が伴う。

実際、福島第一原発事故では、全住民が避難した飯舘村は、事故前の人口は6000人超であったところ（甲232）、2024年（令和6年）7月1日時点における飯舘村の避難者数は、3068名にのぼる（甲233）。

このように、一度崩壊した地域が元のおりに戻るためには、まず

は住民の帰還が大前提となるが、福島の実態は、事故から13年以上経過してもかつてのコミュニティは回復しているとはおよそ言い難いのが現実なのである。

5 地域コミュニティの喪失の意味すること

地域コミュニティは、以下に掲げる広範、多面的、複合的な役割・機能を有しており、地域住民にとってはその全体が地域生活利益という法益である。地域コミュニティの喪失は、この地域生活利益という法益を失わせる（甲234・24頁、25頁）。

「地域コミュニティの役割・機能」

ア 生活費代替機能

コメ、野菜、飲料水などの自給・交換などによって生活費の一部を代替する機能であり、財産的側面が強い。

イ 相互扶助・共助・福祉機能

複数世代家族内、集落共同体内で互いに面倒をみあい、防災・防犯を担いあい、福祉的役割を果たしてきた機能で、財産的側面と精神的側面の両方がある。仮設住宅における避難生活では、この役割が大幅に失われ、家族の分断による生活費の増加、精神的苦痛、高齢者や被介護者についての共助の喪失による外部施設への委託による財産的費用の増加、精神的苦痛などが生じている。ふるさとに帰れないことになれば、これらの利益を積極的に喪失する。

ウ 行政代替・補完機能

旧村落から維持されてきた「区」を中心とした活動など、清掃やまちづくりへの参加により行政を代替・補完する機能である。これらは、集落の一体性という精神的安定と安心を維持していたが、これらが失われたことによって精神的苦痛や精神的安定への侵害を被った。

エ 人格発展機能

隣近所や地域の交流，集会や祭りなどの行事への参加などによる人格発展機能である。地域コミュニティは，子ども，若年者にとっては人格形成と発展の機会であり，成人にとっては精神的平穩・精神的安定を保つ機会である。精神的側面が強い。

オ 環境保全・自然維持機能

水田や畑の利用と維持，里山の維持と管理は，自然環境を享受するという個人的利益のみならず，集团的利益，公益的利益をも喪失させる。

これらの利益の無形の侵害は，個人の生命，身体，精神及び生活に関する利益の侵害である。まさに人格権の侵害である。

第7 震災関連損害（震災関連死）

1 定義

復興庁は，地震により直接死亡した死者とは別に，東日本大震災による負傷の悪化等により死亡した人で，かつ，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき，当該災害弔慰金の支給対象となった人を「震災関連死の死者」と定義した。震災発生後，半年に1回程度，震災関連死の死者数に関する統計を公表している（甲235の1～16）。

この震災関連死の死者には，主として避難所等への移動中や避難所での生活中的肉体・精神疲労により死亡した人や，自殺者が含まれている（甲236，3枚目ないし4枚目参照）。

2 震災関連死の原因が福島第1原発事故にあること

(1) 都道府県別の震災関連死者数

ア 主要3県の比較

復興庁が行った統計に基づき，震災関連死の死者数が多数の被

災主要3県（宮城県、岩手県、福島県）の、死者数の推移をまとめた表が、次に掲げる表1である（甲235の1～16）。

（表1）被災主要3県の震災関連死者数の推移※（）内の数字は前年比増加数

	岩手県		宮城県		福島県	
平成24年3月31日	193		636		761	
平成24年9月30日	323	(130)	812	(176)	1121	(360)
平成25年3月31日	389	(66)	862	(50)	1383	(262)
平成25年9月30日	417	(28)	873	(11)	1572	(189)
平成26年3月31日	441	(24)	889	(16)	1704	(132)
平成26年9月30日	446	(5)	900	(11)	1793	(89)
平成27年3月31日	452	(6)	910	(10)	1914	(121)
平成27年9月30日	455	(3)	918	(8)	1979	(65)
平成28年3月31日	459	(4)	920	(2)	2038	(59)
平成28年9月30日	460	(1)	922	(2)	2086	(48)
平成29年3月31日	463	(3)	926	(4)	2147	(61)
平成29年9月30日	464	(1)	926	(0)	2200	(53)
平成30年3月31日	466	(2)	927	(1)	2227	(27)
平成30年9月30日	467	(1)	928	(1)	2250	(23)
平成31年3月31日	467	(0)	928	(0)	2272	(22)
令和1年9月30日	469	(2)	928	(0)	2286	(14)
令和2年9月30日	469	(0)	929	(1)	2313	(27)
増加数累計		(276)		(293)		(1552)

また、表1をグラフにすると以下のようなになる。

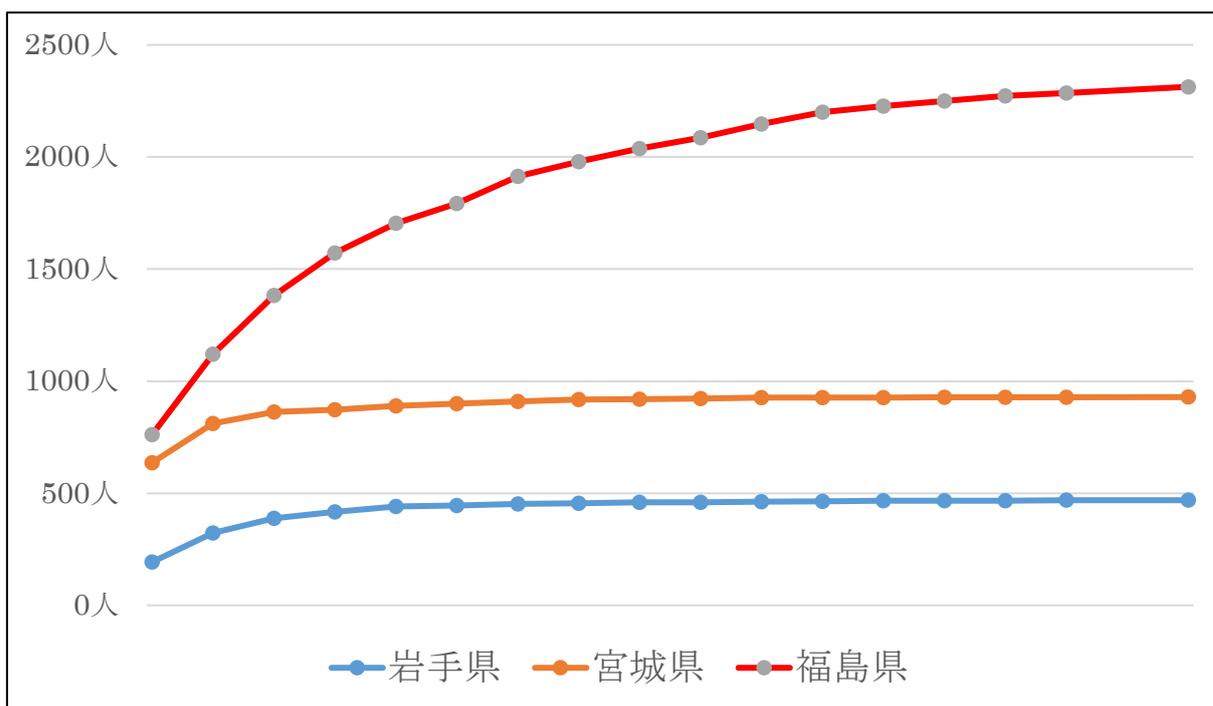


表 1 及びグラフからは、以下の事実を確認することができる。

- a 被災主要 3 県の内、震災関連死の死者数が最多となっているのが福島県（2 3 1 3 名）であり、2 番目の宮城県（9 2 9 名）と比較しても約 2.5 倍となっている。
- b 宮城県、岩手県は、当初の統計（平成 2 4 年 3 月 3 1 日）から令和 2 年 9 月 3 0 日までの 8 年 6 か月の間に、増加した震災関連死の死者数は 3 0 0 名弱であるのに対して、同じ期間に福島県では 1 5 5 2 名もの多数の震災関連死の増加がある。
- c 宮城県、岩手県では、平成 2 7 年 9 月 3 0 日以降は、半年間で数名程度の増加にとどまっているのに対して、福島県では半年間で数十名増加しており、震災関連死の死者数の増加が長期化している。

イ 直接死の死者数との比較

被災主要 3 県について、震災により直接死亡した死者数（甲 2

37) と、直近の令和2年9月30日段階での震災関連死の死者数（甲235の1～16）を比較した表が、次の表2である。

（表2 被災主要3県の直接死と震災関連死の死者数の比較）

	直接死の死者数 平成28年1月 8日	震災関連死の死 者数 令和2年9月3 0日	直接死の死者数 に対する震災関 連死の死者数の 割合
岩手県	4673	469	10%
宮城県	9541	929	10%
福島県	1613	2313	143%

表2からは、次のことが読み取れる。

- a 宮城県，岩手県では，震災関連死の死者数と比較して，直接死の死者数が多数である。これに対して，福島県においては直接死の死者数よりも，震災関連死の死者数が多数となっている。
- b 直接死の死者数に対する震災関連死の死者数の割合は，宮城県，岩手県では，約10%となっているのに対して，福島県では，143%と1.4倍を超える割合となっている。これは，地震・津波という自然災害だけでは決して説明することができない差異である。自然災害の要因以外に，福島県において震災関連死の死者数を増加させた特別の原因が存在したことを強く推認させる。
- c 宮城県，岩手県では，直接死の死者数に対する震災関連死の死者数の割合は約10%であることからすれば，福島県においても，地震・津波という自然災害のみを原因とする震災関連死の死者数が，宮城県・岩手県と同様に直接死の死者数

の10%程度発生すると考えるのが自然である。福島県の直接死の死者数が1,613名であるところ、その10%である161名は自然災害のみを原因とする震災関連死の死者数と考えられるが、福島県の震災関連死の死者数全体の2313名から161名を引いた残りの2152名余りの震災関連死は、地震・津波という自然災害以外の特別の原因によって増加したものと考えられる。

(2) 福島県における震災関連死の死者数増加の原因

ア 福島県において震災関連死の死者数を増加させた特別の原因は何であろうか。

宮城県、岩手県には存在せず、福島県のみ存在する特別の原因は、福島第1原発事故の発生と、それによる大規模かつ長期間の避難である。これらにより、被災住民が肉体的・精神的に追い詰められ、疲労を蓄積させ、多くの住民が震災関連死へと至らしめられた。

福島第1原発事故が、多数の震災関連死の発生の原因となったことは、以下の事実からも明らかである。

イ 市町村別の震災関連死の死者数

復興庁の統計（甲235の1～16）は、都道府県別の震災関連死の死者数だけでなく、市町村別の死者数も明らかにしている。

令和2年9月30日（甲235の1～16）の統計によれば、宮城県や岩手県も含めた市町村の中で、最も多数の震災関連死が発生したのは南相馬市の517名である。2番目に多数の震災関連死が発生したのは富岡町の450名である。3番目に多数の震災関連死が発生したのは浪江町の440名である。

これらの市町村は、いずれも福島第1原発の近くの市町村であり、福島第1原発事故によって多数の住民が長期間の避難を余儀なくされ続けてきた地域である。

(3) 報告書

復興庁が設置した震災関連死に関する検討会が、平成24年8月21日に作成した報告書(甲236)によると、『福島県は他県に比べ、震災関連死の死者数が多く、また、その内訳は、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が380人と、岩手県、宮城県に比べ多い。これは、原子力発電所事故に伴う避難等による影響が大きいと考えられる。』と記載されており(甲236・1頁 下から5行目以下)、福島第1原発事故が大量の震災関連死の発生原因となったことは、政府の機関ですら認めているところである。

3 小括

以上のように、福島県においては、大震災に加えて福島第一原発事故の発生とそれに伴う大規模かつ長期間の避難が原因となって、2313名という多数の住民が震災関連死をした。しかも、福島県における震災関連死の数は未だに増加していることが示すとおり、福島第一原発事故は終わってなどいない。

残された我々は、震災関連死した多数の犠牲者やその遺族の無念を忘れてはならない。犠牲者やその遺族の立場を、我が父母、我が子どもに置き換えて想像しなければならない。犠牲者の死に報いるための司法の責務は、このような悲惨な原発事故の責任を明らかにし、原発事故を二度と繰り返さないことである。

第8 生業の損害（産業への打撃）

1 農業・畜産業への打撃

福島第一原発事故では、農業・畜産業に対して以下のような放射能による被害が発生した。

2011（平成23）年3月18日以降、茨城県高萩市のハウレンソウから、ヨウ素131の暫定規制値（2000Bq/kg）の7倍以上にものぼる1万5020Bq/kg、及び、放射性セシウム134、136、137の暫定規制値（500Bq/kg）を超える524Bq/kgが検出されるなどした。また、事故直後以降、福島県伊達郡川俣町の牛の原乳から食品衛生法におけるヨウ素131の暫定基準値（300Bq/kg、乳児の場合は100Bq/kg）を大きく超える数値である1190Bq/kg（2011・平成23年3月16日）、1510Bq/kg（同月17日）、932Bq/kg（同月18日）が検出された（甲238 別添1及び2）。

そして、同年7月8日には、福島県南相馬市から出荷された牛の肉から暫定規制値（500Bq/kg）の約5倍に迫るほどの高い放射性セシウム2300Bq/kgが検出され、牛が食していた稲わらからは7万5000Bq/kgものセシウム134、137が検出された（甲239）。

その後、秋になると、放射性物質が付着した土壌で生育した福島市や伊達市等の稲（玄米）から、暫定規制値（500Bq/kg）を超える最大で1000Bq/kgを超えるセシウム134、137が検出された（甲240）。

また、2011（平成23）年10月には、福島県で加工されたあんぼ柿から、暫定規制値（500Bq/kg）を超える713.7Bq/kgのセシウム134、137が検出（甲241）。

さらに、福島県の農産物に限らず、2012（平成24）年9月22日に採取された長野県南佐久郡南牧村の野生キノコからも、基準値（100 Bq/kg）を超える放射性セシウム（120 Bq/kg）が検出された（甲242）。

加えて、2013（平成25）年6月16日に秋田県湯沢市の「ねまがりだけ（通称）（たけのこ）」から基準値（100 Bq/kg）を超えるセシウム、185 Bq/kgが検出された（甲243）。

以上のとおり、放射性物質は多数かつ広範囲の農産物・畜産物から検出されている。このように環境中に放射性物質が放出された場合には、農産物に直接付着したり、飼料から取り込まれたり、土壌から取り込まれたりすることにより、農産物・畜産物を汚染する実態が明らかとなった。

放射性物質が検出された場合、農業者や畜産業者は、自主回収、出荷・生産自粛などの対応をせざるを得ず、大きな打撃を受けることになる。いったん放射性物質が検出されると、基準値以下の作物であっても、消費者や取引先による買い控えや取引停止等がなされる（いわゆる風評被害）状況となる。風評被害のために安い値段でしか売れないという事態も生じることになる。このような農業者・畜産業者の被害は看過できないものである。

さらには、福島第一原発事故においては、膨大な農地や牧草地の除染は十分とは言えない状況にある。放射性物質であるセシウム137の半減期は約30年であることから、除染がなされなければ、農業や畜産業は廃業に追い込まれる。

2 水産業への打撃

福島第一原発事故では、水産物から規制値を超える放射性物質の検出が相次いでいる。例えば、次のとおりである。

2011（平成23）年4月28日、29日に北茨城市沖で漁獲されたコウナゴから、セシウムの暫定規制値（500 Bq/kg）の2倍以上のセシウム、1129 Bq/kg、1374 Bq/kgが検出されるなどした（甲244）。

2012（平成24）年10月25日時点で、岩手県と宮城県の県境で漁獲されたスズキ等から、暫定規制値を超える放射性物質が検出され、出荷制限がされている（甲245）。

2013（平成25）年2月18日時点で、千葉県で漁獲されたスズキや群馬県産のヤマメから、暫定規制値を超える放射性物質が検出され、出荷制限されている（甲246）。

内水面においても、2012（平成24）年5月8日時点で、岩手県砂鉄川で漁獲されたイワナから暫定規制値を超える放射性物質が検出されるなどし、出荷制限がされている（甲247）。

福島県は、2011（平成23）年3月15日以降、一部の魚の試験操業を除いて、全ての沿岸漁業及び底引き網漁業について操業自粛している。福島第一原発から約20 km離れた福島県沿岸で漁獲されたアイナメからは、事故から1年以上も経過した2012（平成24）年8月1日に、暫定規制値の258倍もの放射性セシウム（2万5800 Bq/kg）が検出されている（甲248）。

以上のとおり、放射性物質が検出された水産物は多岐にのぼり、事故から数年が経過してもその影響は色濃く残っている。加えて、近隣海域で獲れた魚に対して買い控えという風評被害も生じる。このように水産物が汚染されることによって、漁業関係者は仕事を失い、生計の糧を失う事態となる。

3 観光業への打撃

福島県旅館ホテル生活衛生同業組合の理事長によれば、福島第一原

発事故による観光業への打撃としては、組合会員数614施設のうち、平成23年4月現在で、浜通りで70%が休業、中通りでは30%が休業、会津では10%が休業している。調査対象の298施設の事故後1年間の総売り上げの損害見込み額は約360億円（前年度売り上げの約51%減）にのぼると予測されていた（甲249）。

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会によれば、2011（平成23）年4月及びゴールデンウィーク中の売り上げは、福島県では、それぞれ4億3031万8000円、9882万7000円に減少した（対前年比53.2%減、36.7パーセント減）。近隣の茨城県の場合でも、3億4057万8000円、1億1734万5000円に減少した（対前年比62.4%減、57.9%減）（甲250）。

4 林業への打撃

日本の森林率（森林面積／国土面積）は約66%であり、国土の3分の2が森林に覆われている（森林面積は約2510万ha、天然林が約5割、人工林が約4割）。

森林が放射性物質により汚染された場合、警戒区域等に指定され立入りが禁止されれば、当然、素材生産業者であれば、立木伐採の停止、高性能林業機械等の放置等により林業を継続することは困難となる。森林の場合は、市街地と比べ除染は後回しになるだろうし、そもそも有効な除染ができるかどうかも疑わしい。そうなると、林業従事者は多大の損害を被る。

木材加工業者のような関連業者も、大きな影響を受け、場合によっては営業休止等に追い込まれることは容易に予想できる。放射能により汚染された森林においては、被ばく回避のため林業労働者の就業環境整備は遅れることが想定でき、その地域の林業の発展は高度に阻害されることになる。

5 製造業への打撃

原発事故が発生した場合には、製造業への影響も計り知れない。

例えば、部品製造工場が放射線量の高い区域にある場合には、部品調達が滞ることにより全く被害のなかった地域にある工場が生産停止に追い込まれたり、風評被害に対する取引先の不安感解消のための検査コストの増加、労働力となる住民が避難したことによる労働力不足等、その影響は多岐にわたることになり、倒産や廃業に追い込まれる企業も出てくることは想像に難くない。

第9 結論

以上のとおり、福島第一原発事故は、多様かつ深刻な被害を長期かつ広範囲で発生し続けている。

この被害は、生命、身体、精神及び生活に関する利益を侵害するものであることは明らかであり、まさに人格権侵害である。

このような原発事故被害の実相から、原発には万が一にも事故を起こしてはならない高度な安全性が求められていることを根底に据えて、正しい司法判断をして頂くよう求める。

以上